

第1章 低炭素都市・地域づくりの背景

1-1	中部圏広域地方計画	1-1
1-2	災害に強い国土づくりへの提言	1-3
1-3	都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針	1-5

第1章 低炭素都市・地域づくりの背景

低炭素都市・地域づくりの方針検討に当たり、背景となる各種関連計画を以下に整理する。

1-1 中部圏広域地方計画

中部圏広域地方計画(平成21年8月国土交通省策定)の概要を整理するとともに、低炭素都市・地域づくりに関連する方針部分を抜粋し、以下に整理する。

(1) 計画策定の意義

中部圏広域地方計画は、中部圏を取り巻く時代の潮流、現状と課題を踏まえ、21世紀前半期を展望しつつ、今後概ね10ヶ年を見通した将来像を設定し、将来像実現のための方策を示す、国土形成計画の一翼を担う計画である。

中部圏は、ものづくり産業の集積等を通じ、三大都市圏の一角を形成するとともに、日本の人口重心や国土軸の結節点が存する「日本のまんなか」圏域であり、本計画に示す将来像と発展戦略の推進を通じて、中部圏が「日本のまんなか」から「世界のまんなか」への飛翔を図ることが、本計画策定の意義である。

(2) 戦略目標

中部圏では、時代の潮流や中部圏における課題に的確に対応しつつ、昨今の厳しい経済状況を乗り越え、21世紀の新たな中部圏の自立的発展を確実なものとするため、「交流・連携」「活力」「環境」「暮らし」「安全・安心」の各分野において戦略目標を定めている。

(3) 低炭素都市・地域づくりに関連する事項(次頁に整理)

中部圏のリーディングプロジェクトとして、「低炭素社会実現プロジェクト」を定めるなど、本計画の低炭素都市・地域づくりに関連する事項を次頁に整理する。

『ものづくりと環境貢献で日本のロータリーとして世界のまんなかへ』



表 中部圏広域地方計画における『低炭素都市・地域づくり』に関連する事項の整理

区 分		低炭素都市・地域づくりに係る事項	
1 基本的考え方		<p>中部圏は「日本のまんなか」から「世界のまんなか」へ飛翔するため、次に示す将来像の実現を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賑わいあふれる国際交流圏・多文化共生圏の実現 ・世界をリードする産業・技術のイノベーション圏の実現 ・人々が生き生きと、安心して暮らすことができる持続可能な環境先進圏の実現 	
2 低炭素都市・地域づくりに関連する事項	都市機能の集約化	都市機能の集約化	中心市街地等におけるまちなか居住と土地利用の高度化等によるコンパクトシティへの転換の促進
		徒歩や自転車で暮らせる市街地環境の整備	自転車利用環境の整備 レンタサイクルの普及促進
	公共交通機関の利用促進等	公共交通機関の利用促進	環境負荷の小さい持続可能な交通（E S T）事業の展開や鉄道・バスの利便性向上に向けた設備投資等、公共交通機関の利用促進に向けた取組 用途に合わせ自家用自動車と公共交通、自転車等を使い分けるライフスタイル「エコ モビリティ ライフ」への機運醸成、普及啓発 E S T : Environmentally Sustainable Transport の略
		モーダルシフト等による物流効率化	グリーン配送やグリーン物流パートナーシップ事業 E M S (エコドライブ管理システム)の構築等、環境負荷の少ない新物流システムの構築や物流効率化 モーダルシフトの推進、I T S活用による道路交通情報提供の充実やパークアンドライド等、T D M (交通需要マネジメント)・M M (モビリティ・マネジメント)関連施策の実施、高速道路の弾力的料金施策等のソフト施策により、環境負荷の低減を推進する。
		環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進	自動車交通から排出されるC O 2等温室効果ガスや大気汚染物質の削減 エコ・モビリティを推進し、自家用自動車と公共交通等のバランスがとれた環境配慮型の交通体系に転換 電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車等の低燃費車・低公害車の普及や、水素等のクリーンエネルギーの活用を推進 自動車利用輸配送に関わる各主体によるアイドリング・ストップ運動やエコカーの導入
	持続可能な面的エネルギー・システム	地域冷暖房等によるエネルギー利用の効率化	地域冷暖房システムの導入促進
		民間建築物等の低炭素化の促進	環境に配慮したモデル住宅の供給 住宅や建築物の省エネルギー性能の向上
	緑地の保全・緑化の推進		森林を整備することによりC O 2の地産地消を推進 長期間にわたってC O 2を吸収できる健全な森林の整備・保全を推進 都市公園の整備、壁面・屋上緑化等、都市内緑化の促進を図るなどC O 2吸収源対策を推進
再生可能エネルギー等		「あいち臨空新エネルギーパーク」等における新エネルギー・次世代エネルギーの実用化に向けた産学官連携による研究開発・技術開発を促進	

1-2 災害に強い国土づくりへの提言

災害に強い国土づくりへの提言（平成 23 年 7 月国土審議会政策部会防災国土づくり委員会とりまとめ）の概要を整理するとともに、低炭素都市・地域づくりに関連する方針部分を抜粋し、以下に整理する。

（ 1 ）提言策定の背景

東日本大震災は、国内観測史上最大級の地震であっただけでなく、大規模な津波を伴った未曾有の大災害であった。

このことに鑑み、日本全体の災害対応について再点検を行い、将来起こりうる大災害に備えるためにも、東日本大震災から得られる教訓を踏まえ、災害に強い国土づくりの基本的方向性を示していくことが喫緊の課題として強く求められている。

本委員会では、与えられた課題への対応について、できるだけ早くその基本的な考え方を提示する必要があると考え、短期間に集中して精力的な調査審議を重ね、その検討の成果をとりまとめたものである。

（ 2 ）検討項目

第 3 章 災害に強いしなやかな国土の形成に向けた考え方

1. 国土全体での機能分担・配置等のあり方
2. 災害に強い広域交通基盤の効率的・効果的な整備等による代替性・多重性の確保
3. 災害に備えた情報通信のあり方
4. 災害リスクを考慮した安全で安心できる国土利用
5. 安定的なエネルギー供給が可能な国土の形成
6. 震災に対応したサプライチェーン及び生活交通の確保のあり方
7. 震災復旧・復興における多様な担い手の活躍

（ 3 ）低炭素都市・地域づくりに関連する事項

5. 安定的なエネルギー供給が可能な国土の形成

地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入

散らばるエネルギー供給源を国土全体で相互利用

部門横断的な連携によるエネルギーの効率的利用

都市・農村に眠るエネルギーを徹底的に利用した自立分散型エネルギー・システムの構築

エネルギー供給網の代替性が低い地域におけるインフラ整備・事業化支援

中山間地域の特性とニーズに適合したエネルギー・システムの構築

表 「災害に強い国土づくりへの提言」における『低炭素都市・地域づくり』に関連する事項の整理

区 分		低炭素都市・地域づくりに係る事項	
1 基本的考え方		<p>大規模な災害時にあっても安定的なエネルギー供給が可能な国土を形成</p> <p>地域における多様な供給源を活用して部門間でのエネルギーの融通を効率よく行う</p> <p>自立分散型のエネルギー・システムの導入を検討</p>	
2 低炭素都市・地域づくりに関連する事項	公共交通機関の利用促進等	環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進	
	緑地の保全・緑化の推進		<p>木質ペレットストーブの普及促進</p> <p>間伐材や林地残材の搬出</p>
	再生可能エネルギー等		<p>自立分散型のエネルギー・システムの導入</p> <p>電力供給源の多様化</p> <p>太陽光発電は首都圏、中部圏、九州圏など、風力発電は北海道、九州圏など、中小水力発電は東北圏、中部圏など、地熱発電は北海道、東北圏などにおいて、各々多く賦存</p> <p>バイオマスのうち下水汚泥や食品産業排水などについては、首都圏などの都市部に集中</p> <p>再生可能エネルギーの買取制度による行政補助</p> <p>エネルギーの地産地消</p> <p>次世代送電網（スマートグリッド）の活用 など</p>

1-3 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき平成 24 年 12 月に策定）の概要を整理するとともに、低炭素都市・地域づくりに関連する方針部分を抜粋し、以下に整理する。

（１）都市の低炭素化の促進に関する法律の目的

この法律は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

（２）都市の低炭素化の促進に関する法律における国の責務

- 1 国は、都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国は、市街地の整備改善、住宅の整備その他の都市機能の維持又は増進を図るための事業に係る施策を講ずるに当たっては、都市機能の集約が図られるよう配慮し、都市の低炭素化に資するよう努めなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行う都市の低炭素化の促進に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、都市の低炭素化の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（３）都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の概要

国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣が共同で策定

都市の低炭素化の促進の意義及び目標に関する事項

：都市の低炭素化を促進することの重要性

都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

：都市の低炭素化に関して政府が実施すべき施策の基本的な方針

低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項

：市町村が計画を作成する際の基本的考え方、記載すべき事項その他留意事項

低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項

：低炭素建築物の認定に関する基本的事項、認定低炭素住宅に対する税制上の支援措置その他留意事項

都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項

：計画に基づき実施する事業のCO₂排出削減効果を客観的・定量的に評価するための基本的事項

前各号に掲げるもののほか、都市の低炭素化の促進に関する重要事項

表 「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」における「低炭素都市・地域づくり」に関連する事項の整理

区 分		低炭素都市・地域づくりに係る事項	
低炭素都市・地域づくりに関連する事項	都市機能の集約化	都市機能の集約化	都市機能の集約化、都市機能の拡散を抑制 高齢者や子育て世帯にも暮らしやすい生活空間を創出するまちづくり 都市インフラの維持・更新の効率化・重点化等財政負担の軽減等にも資するまちづくり
		徒歩や自転車で暮らせる市街地環境の整備	地域のエコ通勤に関する取組と連携を図り、エコ通勤優良事業所認証制度の認証事業所数の増加を図る
	公共交通機関の利用促進等	公共交通機関の利用促進	バス路線の新設・変更や鉄軌道の整備 パークアンドライドシステムの整備 L R Tの整備を促進 地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持 公共交通機関のバリアフリー化、L R T、B R T、I Cカードの導入等公共交通の利用環境改善等
		モーダルシフト等による物流効率化	貨物輸送の合理化 都市内物流に係るエネルギー使用の削減につながるまちづくり 貨物の運送の共同化の推進
		環境対応車の導入等による二酸化炭素排出抑制の促進	電気自動車の充電設備の整備 ○電気自動車等の環境対応車の普及 新車の燃費等を向上 エコドライブの普及啓発 車載蓄電池の走行以外への活用 超小型モビリティの利活用 公共交通や物流への電気自動車の集約的導入 地域特性に合った最適なモビリティの普及や利活用促進
	持続可能な面的エネルギー・システム	地域冷暖房等によるエネルギー利用の効率化	下水熱、地中熱といった未利用の非化石エネルギーの都市内における積極的な導入を促進 地域における熱の共同利用の推進 都市の公園・街路から発生する剪定枝や倒木、刈草残渣等の木質バイオマス等未利用の植物廃材の地産地消
		民間建築物等の低炭素化の促進	建築物の省エネルギー性能等の向上 「ネット・ゼロ・エネルギー／ゼロ・エミッション・ハウス」の普及 「ライフサイクルカーボンマイナス住宅」の普及 新築建築物における省エネ基準適合の段階的な義務化 既存建築物の低炭素化の促進 蓄電池その他のエネルギーの蓄積のための設備の活用
	緑地の保全・緑化の推進	生物多様性が保全される等、環境への負荷が小さく、人と自然が共生し、緑豊かで美しく風格あるまちづくり 都市公園や公共空間における緑地の整備 都市の集約化に伴って発生することが予想される空地の緑地化等を推進	
	再生可能エネルギー等	都市のエネルギー・システムそのものを効率的で低炭素なものとするまちづくり 屋根等における太陽光発電パネルの設置	